

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開における感染対策

3つの条件が同時に重なる場を避けるために

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
 - ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
 - ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える
- ※咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底

1 保健管理

① 体調管理

- ・ 幼児児童生徒は、健康チェックカードを使って、家庭での健康観察を徹底し、登校後、提出してもらう。(朝検温、体調確認)。
- ・ 担任が登校後の検温と健康観察を行い、登校後の検温を健康チェックカードに記入し、学年主任へ報告、学年主任は学部主事へ報告。学部主事は、管理職、養護教諭に連絡をする。。
⇒健康観察が実施されていない場合は、登校後すぐに保健室にて健康観察を実施。
⇒発熱(37.5℃以上) やかぜ症状(咳・頭痛・倦怠感)が1つでもあった場合は自宅待機をする。(出席停止扱い)
- ・ 教職員自身も、出勤前の健康観察(検温、体調確認)を徹底する。

② 体調不良者への対応

- ・ 保健室にて健康状態を把握し、今後の対応について検討する。
→休養または保護者迎えを待つときに付き添う職員と待機場所を小学習室4、中2教室とし、付き添いの職員は学部や学年で対応する。

③ マスク

- ・ 登下校時にはマスクを使用する(特に、公共交通機関や公用車を利用する場合)。
- ・ 咳エチケット、マスクの扱い方(付け方、外し方、捨て方)について徹底する。
- ・ **基本全員、生活の中では、マスクを着用します。**授業中は指導上必要な場合は、マスクを外すこともあります。
- ・ 保護者は来校時、必ずマスクを着用します。
- ・ 体育と外遊びの時のマスクは、気候や活動内容によって各学部で判断。

④ 手洗い、うがい、手指消毒

- ・登校後、玄関でアルコール消毒をし、教室へ行ったら、石鹸を使用した手洗い、うがいを実施する。
- ・手洗いは丁寧にいき、手拭き用ハンカチ（タオル）を用意する。
- ・手指消毒用アルコールを各昇降口、玄関に配置、除菌水を各教室と寄宿舍に配布する（空中散布はしない）。
- ・トイレ後は、必ず石鹸を使用した手洗いをする。

⑤ 消毒

- ・手が触れる箇所（ドアノブ・スイッチ・窓の開閉時に触れる箇所・水道のハンドル部分・トイレの流すレバー・便器など）は次亜塩素酸ナトリウム（適した濃度に薄めたもの）を使用し消毒する。※次亜塩素酸ナトリウムと雑巾は保健室と高職員室に置きます。
- ・幼児児童生徒の下校後に、学部の教員が消毒を実施する。校内巡視時に、養護教諭が消毒を行う。

⑥ 換気

- ・教室は、授業中は2カ所常時10cmくらい窓を開けておく。（後ろのドアと対角線上の前の窓の2カ所）休み時間は全開にし、換気を行う。
- ・職員室は4隅の窓を常時開けておく。昼休みは全開にし、換気を行う。

⑦ 給食

- ・配膳は職員が行い、人数は最小限にする。
- ・配膳をする職員の健康観察をする。少しでも体調に不安がある職員は配膳を避ける。
- ・配膳をする職員は、給食室でしっかり手洗いをし、使い捨て手袋を使用する。
- ・座席は1列で並び、向かい合わせにならないようにし、食事中は会話を控える。
- ・喫食時間はできるだけ重ならないように、人数の調整をする。
- ・喫食中は食堂の西側の窓と手洗い場の窓を常時10cmくらい開けておく。（栄養教諭が開けます。）
- ・配膳されたものを、あげたりもらったりすることは禁止し、食べきれない分は処分する。

⑧ 心のケア

- ・休業明けの幼児児童生徒の様子を注意深く観察する。
- ・幼児児童生徒そして保護者も不安がたくさんあると思うので、そのような訴えや相談等が出てきた場合は、話をじっくり聞く。（担任だけでなく、学部の先生や養護教諭、場合によっては管理職も）

- ・感染者、濃厚接触者等に対する、偏見や差別につながるような行為が生じないように指導を行う。

⑨ 健康教育

- ・石鹼を使用した手洗いの指導をする。学校再開した時に、養護教諭が指導を行う。手洗いポスターの掲示。
- ・咳エチケットの徹底をする。
- ・マスクの扱い方（付け方・外し方・捨て方）についての徹底をする。
- ・基本的な感染症予防（人との距離など）の指導。

⑩ 寄宿舍

- ・別紙参照

⑪ その他

- ・養護教諭は校内巡視時に共用箇所（トイレ、階段てすり、水道蛇口など）を次亜塩素酸ナトリウムを使用し消毒をする。
- ・幼稚部、乳幼教室、相談室で共用するおもちゃ等も使用前後及び必要に応じて消毒をする。
- ・学校医及び学校薬剤師等と連携をし、感染予防対策を行っていく。